

インターネット広告登録申請について

インターネットによる広告活動を始める際には、ハーバライフ・オブ・ジャパン、広報・渉外部 倫理課 インターネット係に、**必ず事前に申請し、登録する必要があります。**

みなさんが、インターネットによる広告活動を法令に基づき正しくスタートできるよう、まずはこの「インターネット広告登録申請について」をよく読み、理解を深めてください。なお、詳細なインターネット広告についての注意事項(関連法令の解説を含む)は、ハーバライフ JP ネット ビジネス・ツールから閲覧およびダウンロードすることができます。

ハーバライフ JP ネット ビジネス・ツール: <http://www.herbalife-jp.net/ds/original/bgguide/tool.html>

※ハーバライフ JP ネットにログインするには、ディストリビューターID番号のほかにPIN番号が必要となります。

インターネット広告についての注意事項一覧

- 「インターネット広告登録申請について」
- 「インターネット広告に関わる注意事項」
- 「特商法に基づく表示(通信販売)」
- 「特商法に基づく表示(ハーバライフ・ビジネス)」
- 「誇大広告の禁止について」
- 「景品表示法上の適正表示について(インターネット広告)」
- 「特定商取引に関する法律(特商法)について」
- 「消費者契約法について」
- 「薬事法について(ニュートリション製品)」
- 「薬事法について(パーソナル・ケア製品)」

ハーバライフ・ビジネスにおいてインターネットによる広告活動は、あくまでもビジネス活動をサポートする手段の1つです。ハーバライフ・ビジネスの基本である「製品を使い、バッジを付け、人に話す」というゴールデン・ルールを踏まえ、インターネットによる広告活動が、あなたのビジネスのサポートになると考える方は、「インターネット広告に関する規定」および関連法令を守った上で、正しくインターネット広告を使用してください。

インターネット広告についてのご不明な点、ご質問などは、ディストリビューター・リレーションまでご連絡ください。
(TEL: 0120-975-199〈フリーコール〉/FAX: 03-5549-0312)

インターネット広告 登録申請のながれ

■ 関連法令および弊社インターネット規定に従って、各自でホームページを作成します ■

関連の法令および弊社インターネット規定に従って、各自でホームページを作成し、アップロードしてください。

(※ブログを使用してのインターネット広告申請は認められませんので注意してください)

この時点では、URLおよびコンテンツを公表することはできません。各種サーチエンジンに検索されないよう、キーワードの設定や、メールマガジンなどを利用したホームページの紹介は行わないでください。



■ インターネット広告申請フォームから登録申請をします ■

下記サイトの「インターネット広告申請フォーム」に必要な項目を入力して送信してください。

インターネット広告申請フォームURL: <https://rma.jp/users/WHL0190/q/?PID=0>



■ 申請された URL の審査をします ■

申請されたホームページの内容を、倫理課 インターネット係が随時審査します。

(※申請状況によりますが、通常倫理課 インターネット係から最初の返信が届くまで1~2週間程の時間がかかります)



■ インターネット広告登録完了通知を送付します ■

登録が完了した時点で、「インターネット広告登録完了通知」をEメールでお送りします。

インターネット広告登録完了通知には、「登録番号」とあなたのホームページ専用の「広告承認バナー」ソースコードが記載されています。記載内容に従い、正しくバナーの貼り付けを行ってください。



■ ホームページ 最終アップロード終了 ■

以上で、あなたのホームページの登録は完了です。

「インターネット広告に関する規定」を遵守し、インターネットでのビジネス活動を行ってください。

インターネット広告に関する規定

当規定はディストリビューターのみなさんが、インターネット上もしくはインターネットを介してハーバライフ製品の販売やビジネスの紹介を目的とした広告活動を行う際に、関連法令やルールを守って正しくビジネス活動を行うためのガイドラインです。

当規定はインターネット上もしくはインターネットを介したすべての広告、(掲示板、BBS、メーリングリスト、メールマガジンなど)についても、準用するものとします。(※ただし登録およびバナーの提供は通常のホームページの形態に限ります)

当規約に違反する行為が行われた場合、ハーバライフ・オブ・ジャパンはセールス&マーケティングプラン、ディストリビューター規約と規定に基づき、自らの裁量において適切と思われる警告や処分を行うことができます。

1. インターネット広告の定義

ハーバライフ・ディストリビューター(以下ディストリビューター)が、インターネット上またはインターネットを介してハーバライフ・オブ・ジャパン株式会社(以下「ハーバライフ」)の製品やビジネスおよびハーバライフに関連する事項について記述したり、画像を公開したり、またはこれらの情報へリンクするなどの行為はすべてインターネット広告であるとみなします。

2. インターネット広告の申請と登録

ディストリビューターが、インターネットで広告活動を行う際には、ハーバライフへ事前に申請し、登録する必要があります。

3. 承認バナーについて

ディストリビューターは、登録完了時にハーバライフより送付される「インターネット登録完了通知」の内容に従い、ホームページ上にバナーを表示しなければなりません。バナーの貼り付け位置は画面最上部に限定し、バナーのすぐ右又は左に重要事項(または特定商取引法に基づく表示(重要事項))へのリンクと情報の更新日をつけることとします。また、ハーバライフより送付された「広告承認バナー」ソースコードを加工することはできません。



4. ハーバライフであることを隠した広告の禁止

ハーバライフ製品やビジネスに関するいかなる広告活動を行う場合も、それがハーバライフに関するものであるむねを明確に表示しなければなりません。ハーバライフであることを隠した広告(ブラインド広告)は一切認められません。

5. 氏名、住所、電話番号の明示義務

ハーバライフ製品やハーバライフ・ビジネス等に関する広告を行う際は、広告主の氏名、住所、電話番号をその広告内に明示しなければなりません。広告主の氏名、住所、電話番号の全部もしくは一部を明示していない広告は一切認められません。

6. ホームページのドメイン名とEメール・アドレスについて

ディストリビューターが自身のホームページのドメイン名およびEメール・アドレスに「ハーバライフ(アルファベットや平仮名などによる表記も含む)」やハーバライフの製品名、ハーバライフのサービス名などを使用することはできません。また、これら

に類似した言葉(一文字だけを変えたもの(例:harbalife)や文字間にハイフンを入れたもの(例:herba-life)など)、ハーバライフ、もしくはハーバライフの支社や子会社であるかのような誤解を招くような言葉も、使用することはできません。ただし、フォルダ名やファイル名についてはこの限りではありません。

[http:// www.herbalife.com /jp/index.asp](http://www.herbalife.com/jp/index.asp)

① ② ③

①: プロトコルの名前(使うきまりを指定)

②: サーバーの名前(ドメイン名で指定)

③: パスの名前(フォルダ名やファイル名で指定)

※ドメイン名とは、インターネットに接続している世界中のサーバーの場所をあらわす名前のことです。上記の例では②の「herbalife.com」がドメイン名に該当します。

7. ホームページで製品を販売する際の表示項目

ハーバライフ製品の通信販売に関する広告を行う際は、特定商取引法第11条で定められた事項を、ホームページ最上部、承認バナーの右または左に見やすい大きさと明示してください。同事項の詳しい内容については、「特商法に基づく表示(通信販売)」(<http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/663.pdf>)を参照してください。

8. ホームページでビジネスを紹介する際の表示項目

ハーバライフ・ビジネスに関する広告を行う際は、特定商取引法第35条で定められた事項を、ホームページ最上部、承認バナーの右または左に見やすい大きさと明示してください。同事項の詳しい内容については、「特商法に基づく表示(ハーバライフ・ビジネス)」(<http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/664.pdf>)を参照してください。

9. 誇大広告の禁止

ハーバライフ製品の通信販売もしくはハーバライフ・ビジネスに関する広告において、実際のものよりも著しく優良もしくは有利であると誤認させるような表示は、特定商取引法第12条および第36条により禁じられているため、そのような表示はできません。同事項の詳しい内容については、「誇大広告の禁止について」(<http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/665.pdf>)を参照してください。

10. 医薬品のような効果・効能についての言及の禁止

ハーバライフ・ニュートリション製品について、医薬品的な効能、効果について言及することは、薬事法および健康増進法により禁止されています。これらの表現はたとえ個人の体験に基づく事実であったとしても、表示することは一切認められません。また、化粧品に関しては、薬事法で許される範囲の表現に限られます。薬事法に関する解説については、「薬事法について(ニュートリション製品)」(<http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/681.pdf>)、および「薬事法について(パーソナル・ケア製品)」(<http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/682.pdf>)を参照してください。

11. ダイエットなどに関する体験談

減量や痩身などに関する体験談を表示する場合には、それがどのような条件下で行われたかを具体的に示し、減少した体重やウエストなどのサイズ、減量に要した期間などは一切誇張してはいけません。また、ホームページ内の見やすい場所に、その結果はすべての人に当てはまるわけではないというむねの但し書きを表示してください。また、医薬品的な効能、効果についての言及は、たとえ個人の体験に基づく事実であったとしても、表示することは一切認められません。

12. 特定商取引に関する法律(特商法)についての注意事項

特商法に基づき、ホームページ上の表示は以下の事項が守られていなくてはなりません。

- ① 「氏名」「住所」「電話番号」を、トップページの上部(画面をスクロールしなくとも見える場所)に、はっきりと見える大きさで表示する。
- ② インターネット広告登録申請の完了時に発行された**広告承認バナー**を、トップページの最上部に表示する。
- ③ 「特定商取引法に基づく表示」(特定商取引法により表示を義務付けられた事項)を一覧表にして、トップページの見やすい場所に表示するか、もしくはトップページから直接ジャンプできるようにリンクさせる。リンクさせる場合は、**広告承認バナー**のすぐ右または左にそれがリンクの入口であることがはっきりと分かるように、色文字や下線付きの文字を使うなどし、表示する。なお、リンクの表記は、「**特定商取引法に基づく表示(重要事項)**」もしくは「**重要事項**」とする。
- ④ **情報の更新日**を、トップページの**広告承認バナー**のすぐ右または左にはっきりと見えるように表示する。
- ⑤ その他のリンクについても、それが何のリンクの入口であるかがはっきりと分かるよう、色文字や下線付きの文字を使うなど明瞭に表示する。(リンクの入口の表記については、リンク先にどのような情報があるか明確に分かるよう、具体的な表現を使用する。)

※同項目の詳細については、「**景品表示法上の適正表示について**」(<http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/666.pdf>)を参照してください。

13. ハーバライフが作成した印刷物などからの引用について

ハーバライフが配布しているパンフレットやちらしなどの印刷物およびハーバライフ公式サイトに使用されている著作物のうち、以下のものは複製してホームページの作成に利用できます。

- ・ ハーバライフに関する文言のうち、特定のディストリビューターの体験談などを除くすべての文言
- ・ ハーバライフに関する図および表のうち、特定のディストリビューターの体験などを示す図および表を除くすべての図および表
- ・ ハーバライフ製品の写真およびイラスト
- ・ ハーバライフが、ハーバライフおよびディストリビューターのために、独自に作成したことが明らかであると判断できる写真およびイラスト(特定のディストリビューターの写真およびイラストは含まない)

※上記以外のすべての著作物は、著作権・肖像権がハーバライフに帰属しないことから、ディストリビューターが個人のホームページに利用することはできません。

ディストリビューターが個人のホームページで使用できない例

- ・ ハーバライフとは直接の関係がない、ハーバライフのイメージ向上を目的とする写真やイラストなど
- ・ 特定のディストリビューターが自身のダイエットなどの成功を示す体験談や写真など
- ・ ハーバライフがスポンサーするスポーツ選手の名前、画像および関連記事へのリンク
- ・ ハーバライフがスポンサーするスポーツ団体とその所属選手の名前、画像および関連記事へのリンク

14. 著作権、肖像権、商標など

著作権もしくは肖像権、商標などが他者に帰属する文章および写真、画像等をその権利者の許可無く利用することはできません。それらを利用する場合は、その権利者から正式に許可をとり、それらが真実に基づくものであることが確認できない限りは利用できません。

15. ホームページのコンテンツおよび広告

ホームページに以下のような広告やコンテンツを掲載することは認められません。

- ・ 他の健康食品やダイエット食品に関する広告やコンテンツ

- ・ 他の化粧品に関する広告やコンテンツ
- ・ あらゆる医薬品、医薬部外品、および医療用具などに関する広告やコンテンツ
- ・ 医学的もしくは医薬的内容に関する広告やコンテンツ
- ・ 他のネットワーク・ビジネス(MLM)に関する広告やコンテンツ
- ・ アダルト・サイトなど、公序良俗に反する内容を含む商品およびサービスなどの広告やコンテンツ
- ・ その他、ハーバライフに不利益をもたらす恐れのある広告やコンテンツ、およびハーバライフの信用を損ねる恐れのある広告やコンテンツ

16. **他のサイトとのリンク**

ホームページを他のホームページとリンクすることはできますが、以下のような内容を含むホームページとリンクすることは認められません。

- ・ 他の健康食品やダイエット食品を扱う企業および個人のホームページ
- ・ 他の化粧品を扱う企業および個人のホームページ
- ・ あらゆる医薬品、医薬部外品、および医療用具などを扱う企業および個人のホームページ
- ・ 医学的もしくは医薬的内容を含むホームページ
- ・ 他のネットワーク・ビジネス(MLM)を行う企業および個人のホームページ
- ・ アダルト・コンテンツなど、公序良俗に反する内容を含むホームページ
- ・ その他、ハーバライフに不利益をもたらす恐れのあるホームページ、ハーバライフの信用を損ねる恐れのあるホームページ、およびハーバライフがリンクすることを不相当であると判断したホームページ

17. **サーチエンジンへの登録**

インターネット上のサーチエンジンにホームページを登録し、そこからリンクされることは認められます。

※サーチエンジンとは、インターネット上から、キーワードなどで任意のホームページを探し出す機能をもった検索ページのことです。代表的なものに「Yahoo!」「Google」「MSN」等があります。

18. **サーチエンジン、メルマガからのリンク**

インターネット上のサーチエンジン、またはメールマガジンなどへの登録等の広告活動を行う際は、そのリンク先 URL をインターネット広告申請時に申請した URL と同一（バナーを設置したトップページ）にしなければなりません。

19. **製品やサービスの変更に伴うホームページの変更**

ハーバライフより、製品やサービス等について変更等の情報提供があった場合、ディストリビューターは情報提供後60日以内にホームページの情報も同様に更新しなければなりません。

20. **インターネット広告を通じての勧誘活動**

インターネット広告を通じて、ディストリビューター登録の勧誘を行う場合は、以下の点に注意してください。

- ・ 勧誘を行う際は、ディストリビューター登録後の活動内容について、ハーバライフ製品の販売が目的であることを明確にしなくてはなりません。「他人に紹介するだけ」という表現、またはそのように誤認される可能性のある表現は使用しないでください。
- ・ 勧誘を行う際は、いかなる形でも紹介料および手数料、登録に関する手数料などの代金を要求することは禁止されています。

- ・ ディストリビューター登録の希望者には、必ず前もってハーバライフへのご案内(概要書面)を交付(手渡しまたは送付)し、登録希望者に必ず読むように説明しなければなりません。

※ホームページ上に概要書面を全て表示していたとしても、交付したことはありません。

21. **個人情報の使用目的の明示**

ホームページを介して集めた個人情報は、その収集方法の如何を問わず、それらを取得する際に個人情報の提供者から承諾を得た目的以外に使用することはできません。

22. **ホームページを運営するディストリビューターの責任**

ホームページの公開により発生するいかなる問題についても、そのホームページを所有するディストリビューターが責任をもって管理、対処しなければなりません。また、ハーバライフに苦情などが寄せられ、ハーバライフから当該行為や表現が不適切であると判断され、ホームページの変更、修正および閉鎖などの要請があった場合は、速やかに対処しなければなりません。

23. **URL や内容の変更があった際の届出**

登録後にホームページのURLや内容の変更を行う際は、事前にハーバライフに対し変更する内容を申請し、了承を得なければなりません(事後報告は認められません)。

24. **ホームページの閉鎖**

ディストリビューターが解約などの理由により申請したホームページを使用しなくなった場合には、すみやかにホームページを閉鎖しなければなりません。

25. **迷惑メール、スパムメール、未承諾広告メールなどの使用の禁止**

迷惑メール、スパムメール、未承諾広告メールなどの一方的に送りつける広告メールは、大きな社会問題となり法令による厳しい規制があるため、その使用を一切禁止します。

26. **掲示板への書き込み**

インターネット掲示板(BBS、Bulletin Board System)への書き込み広告は、その多くが商業広告を禁止しているため、ハーバライフではトラブルを避けるために原則として禁止しています。ただし、掲示板の管理者もしくは運営者の承認を得た上で、以下の事項を広告内に表示している場合はその限りではありません。

- ・ その広告がハーバライフに関するものであること
- ・ 広告主の氏名・住所・電話番号
- ・ 当規定「ホームページで製品を販売する際の表示項目」もしくは「ホームページでビジネスを紹介する際の表示項目」、またはその両方

※書き込み広告内にURLのみを表示し、そのリンク先に上記事項を明示している場合には、表示義務を果たしたとはみなされません。必ず、書き込み広告内にこれらの事項を明示する必要があります。

27. メーリングリストによる広告

メーリングリストによる広告は、以下の事項をそのメール広告内に表示している場合にのみ認められます。

A) そのメーリングリストがハーバライフに関するものであることが明示されている場合

- ・ 広告主の氏名・住所・電話番号
- ・ 当規定「ホームページで製品を販売する際の表示項目」もしくは「ホームページでビジネスを紹介する際の表示項目」、またはその両方

B) そのメーリングリストがハーバライフに関するものであることが明示されていない場合

- ・ その広告がハーバライフに関するものであることを明記する
- ・ 広告主の氏名・住所・電話番号
- ・ 当規定「ホームページで製品を販売する際の表示項目」もしくは「ホームページでビジネスを紹介する際の表示項目」、またはその両方

※書き込みをするメーリングリストがハーバライフに関するものであることが明示してある場合において、広告ではなく、製品の販売やビジネスへの勧誘を目的としない単なる感想等を書き込む場合は、これらの事項を明示する必要はありませんが、その場合でも、当規定「医薬品のような効果・効能についての言及の禁止」および「ダイエットなどに関する体験談」による制限を受けます。

28. ブログ等の商業的使用の禁止

ディストリビューターがブログやブログに準ずる機能を提供するサイト(SNC ソーシャル・ネットワーク・コミュニティなど)を使用してインターネット広告を行うことは一切禁止します。たとえ個人の趣味などを紹介するブログであっても、以下のような事例はインターネット広告とみなし、禁止します。

- ・ ハーバライフの製品名を記載したり、関連ページへリンクすること
- ・ ビジネスやイベントの話を紹介すること
- ・ ハーバライフがスポンサーするスポーツ選手の名前、画像の掲載および関連記事へリンクすること
- ・ ハーバライフがスポンサーするスポーツ団体とその所属選手の名前、画像の掲載および関連記事へリンクすること

※SNC(ソーシャル・ネットワーク・コミュニティ)とは、インターネット上で人と人との交流をサポートする、会員制(登録制)のコミュニティです。代表的なものには Mixi(ミクシィ)などがあり、そのほとんどが商業目的での使用を禁止しています。

29. 携帯電話での閲覧を意図したインターネット広告

携帯電話での閲覧を意図したインターネット広告は、その画面の表示面積がPCのモニターに比べ小さく、関連法令の表示義務などを十分に満たすことができないと判断し、その使用を禁止します。またインターネット広告登録申請時に、意図的に携帯電話で閲覧することを前提に作成されたサイトであると判断した場合には、申請を却下することがあります。

同意事項

インターネット広告申請を行ったディストリビューター（以下申請者）は、例外なく以下の事項に同意したものとします。

- ① 申請者はハーバライフが、インターネット広告の内容を審査することを了承します。
- ② 当申請に含まれる個人情報、申請、および申請の調査に関連して、ハーバライフ関連部署へ開示される場合があることを了承します。
- ③ ハーバライフは自らの裁量により、申請を可決・否決できるものとします。またハーバライフは、可決・否決の理由を明示する義務は無いものとします。
- ④ 申請者は、ハーバライフの定めるディストリビューター「規約と規定」（インターネット広告に関する規定や他ガイドラインを含む）を理解し、これに準じた活動を行うことを約束します。
- ⑤ 当申請において、または承認後の定期的な調査の結果、ディストリビューター「規約と規定」および関連法令などに違反する項目が発覚した場合、ハーバライフは自らの裁量において罰則、処罰などを課す権限があることを了承します。